

農林水産知財における業務内容ごとの弁理士へのユーザーニーズ

令和 2 年 11 月 25 日
特許庁

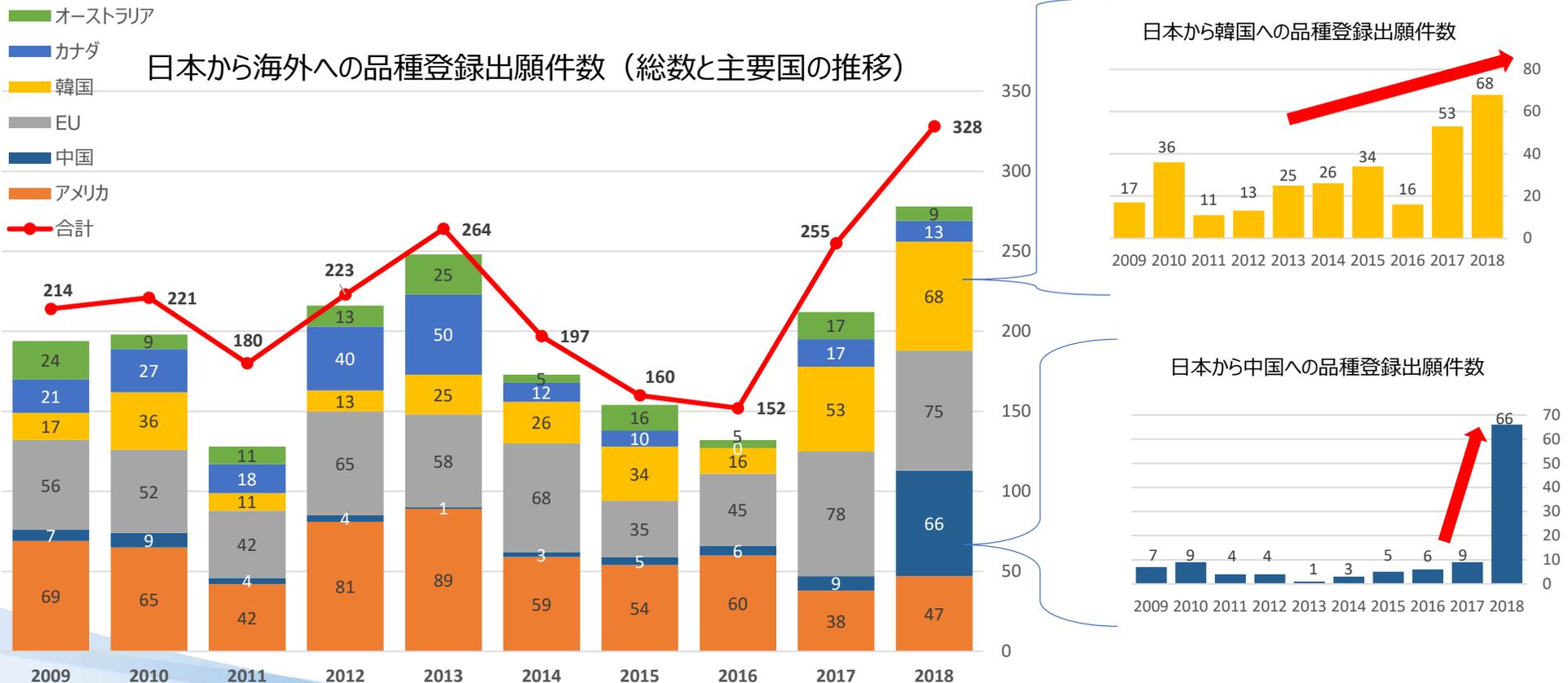
農林水産知財における業務内容ごとの弁理士へのユーザーニーズ

- 第15回弁理士制度小委員会において、農林水産知財業務の弁理士業務への追加に関しては、業務内容ごとのユーザーニーズを精査した上で検討することとなった。
- 過去の調査結果や統計データに基づく業務内容ごとの弁理士へのユーザーニーズは下表のとおり。

業務内容	ユーザーニーズ	備考
① 海外出願支援業務	<p>顕在的なニーズあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品種の海外出願件数は、中韓を中心に増加傾向。(P.2参照) ・弁理士による一定数の代理実績がある。(右記参照) ・弁理士の海外ネットワークは有益であるとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016～2019年度に実施された農水省の海外出願支援事業752件のうち、480件は特許業務法人・特許事務所が代理。(P.2参照)
② 相談業務	<p>顕在的なニーズあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許や商標など、その他の知的財産も含む総合的な権利保護（知財ミックス）の観点からの相談について、弁理士による貢献が期待されている。(P.3参照) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の農業試験場では、主に特許や商標に関する業務を弁理士に依頼している。(P.4参照)
③ 国内出願支援業務	<p>顕在的なニーズなし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内における品種登録出願件数は停滞傾向であり、出願の際に代理人を利用する割合も低い。地理的表示申請についても同様の傾向にある。(P.5,6参照) ・品種登録出願は種苗自体の提出が重要であり、書類の記載内容は書誌的事項が中心のため、出願書類の作成は弁理士を要するほどの業務でないとの意見がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弁理士が国内出願の書類作成業務を行うには行政書士として登録する必要があるが、弁理士は行政書士となる資格を有する。(行政書士法第2条) なお、「弁理士ナビ」における行政書士資格の登録者数は54名。(令和2年11月6日時点)

海外への品種登録出願件数の推移

- 日本から海外への品種登録出願件数は、流出問題のあった中国・韓国を中心に増加傾向。
- 2016年度から2019年度までに、農水省の海外出願支援事業（植物品種等海外流出防止総合対策事業）を通じて752件の支援が行われ、そのうち480件については、特許業務法人・特許事務所が代理（農水省より情報提供）。

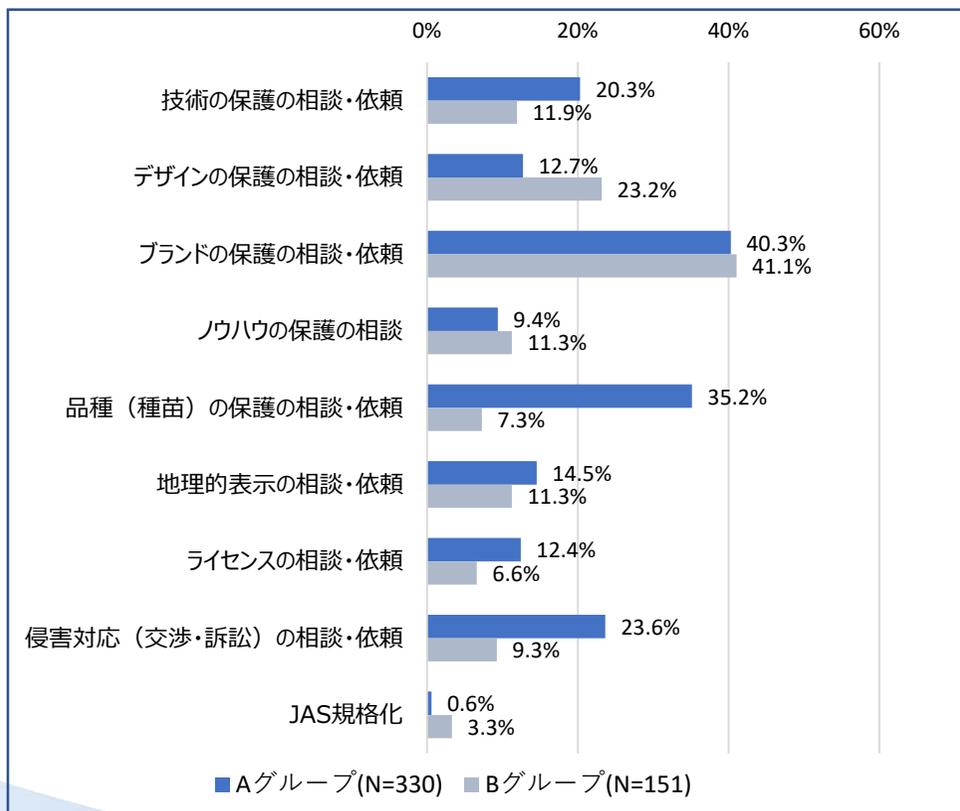


※UPOV（種苗に関する国際機関）HPのデータより特許庁作成

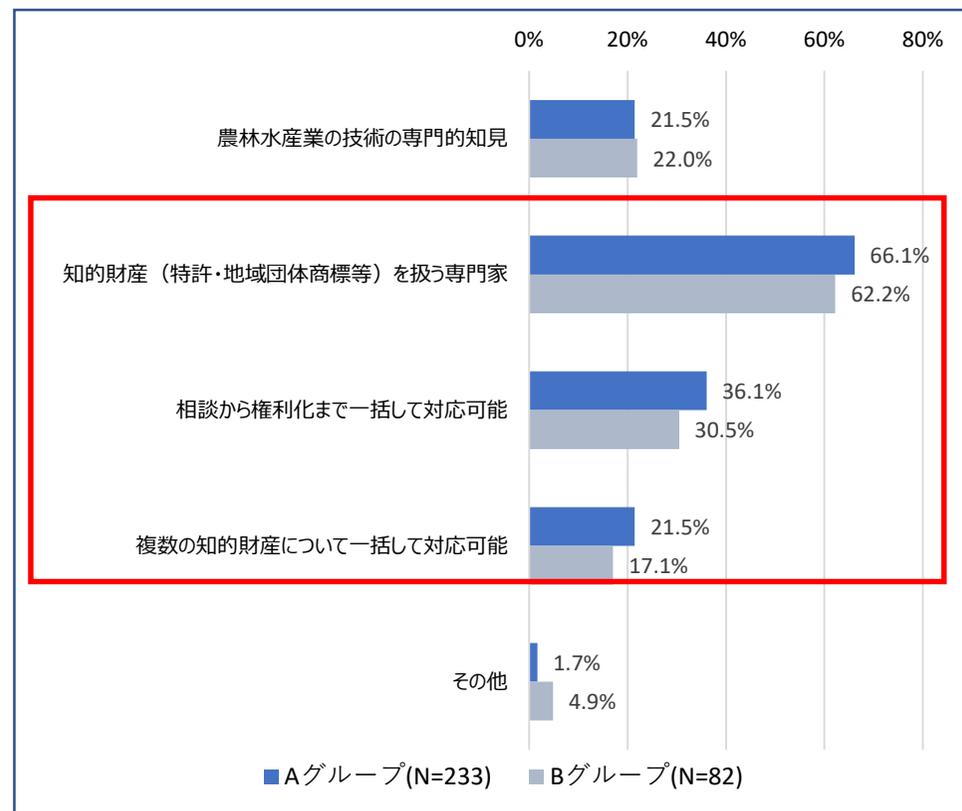
弁理士の農林水産知財業務の現状・弁理士に対する期待

- ユーザーが弁理士に依頼したい業務は知財関係で多岐にわたる。
- 依頼したい理由としては他の知財と一括して対応可能（知財ミックス）、相談から権利化まで一括して対応可能などがあり、弁理士に対しては総合的な知財支援が期待されている。

今後農業技術・地域団体商標に詳しい弁理士に依頼したい業務



弁理士に依頼したい理由



Aグループ：農林水産事業者の内、育成者権者、GI登録申請者、地域団体商標の商標権者のグループ、 Bグループ：権利者以外の農林水産事業者グループ

※Nはサンプル数

自治体向けアンケートの結果

- 農業試験場などでは、主に特許や商標に関する業務を弁理士に依頼している。

質問：農業試験場などの自治体関連機関において弁理士に対してどのような業務を依頼していますか？

業務内容	回答数
特許出願関連業務	8
商標出願関連業務	4
品種登録出願関連業務	3 (うち2回答は海外出願関連と明示)
営業秘密関連業務	1
知財全般の出願関連業務	1

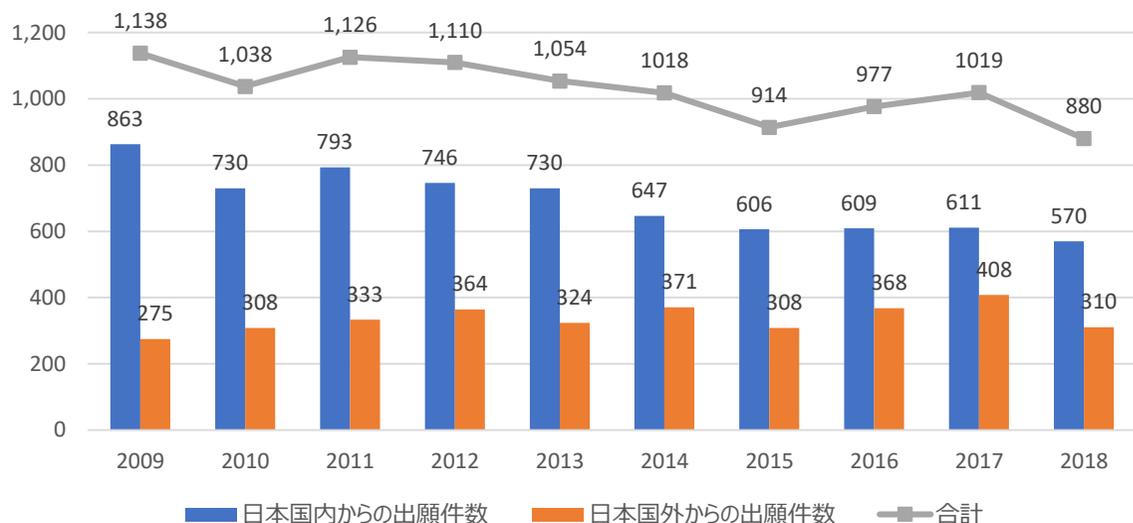
(回答自治体数：12)

※特許庁調べ（農水省と日本弁理士会の協力を得て、アンケートの実施に同意を得られた19都道府県に対してアンケートを送付）

国内における品種・地理的表示件数の推移

- 国内における品種登録出願件数は、全体的に停滞傾向。
(今後予定されている種苗法改正により、出願傾向に変化が起こる可能性はある。)
- 国内における地理的表示 (G I) の申請件数は、制度導入 (2015年) 後のピークが落ち着き、安定期に入っている。

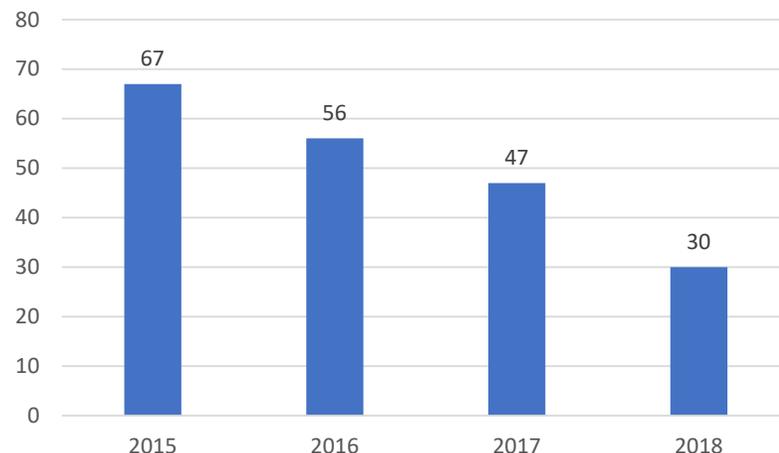
品種登録出願件数 (日本)



※1 UPOV(種苗に関する国際機関)HPのデータより特許庁作成
 ※2 2018年の日本国外からの出願件数上位国は、オランダ114件,ドイツ55件,米国52件

【代理人活用状況】 2019年の品種登録出願件数：823件
うち代理人あり：318件 (約39%)
 うち行政書士：0件 (※行政書士と明記している者)
 うち弁理士：0件 (※弁理士と明記している者)
 うち特許業務法人・特許事務所：23件 (農水省より情報提供)

GI申請件数 (日本)



(農水省より情報提供)

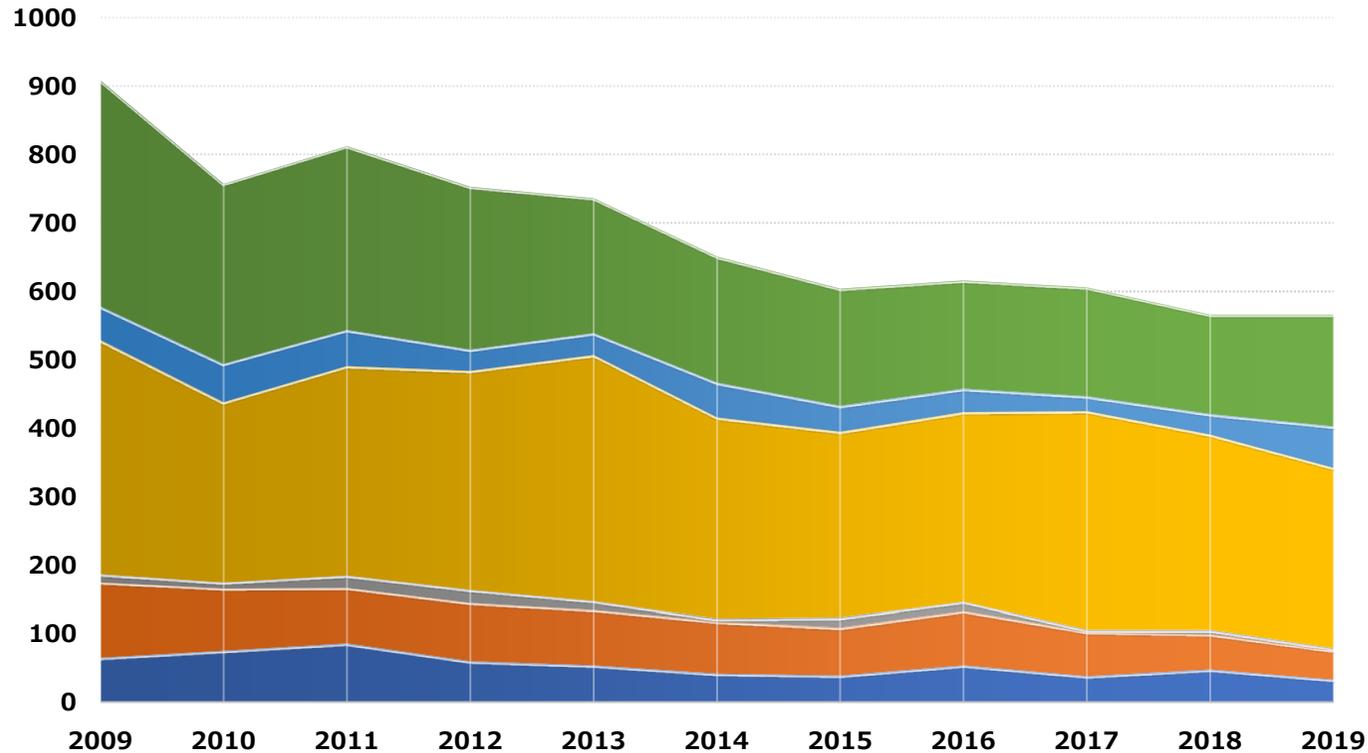
【代理人活用状況】 通算申請件数：237件
うち代理人あり：16件 (約7%)
 うち行政書士：2件
 うち弁理士：11件 (農水省より情報提供)

国内における出願人種類別の品種登録出願件数の推移

➤ 個人による品種登録出願件数は減少傾向。

国内における出願人種類別の品種登録出願件数の推移

■ 国等 ■ 都道府県等 ■ 農協等 ■ 種苗会社 ■ 食品会社等 ■ 個人



※農林水産省品種登録データ検索データベースより特許庁作成（筆頭出願人名を基に特許庁にて分類）